

東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例

平成16年3月22日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、区民及び事業者等の理解と協力のもとに、狭あい道路を拡幅整備し、もって安全で快適な災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 特別区道 道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づく特別区道をいう。
- (3) 区管理通路 東京都台東区管理通路条例(平成11年3月台東区条例第6号)第2条に規定する区管理通路をいう。
- (4) すみ切り用地 東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第2条第1項の規定により道路状に整備しなければならない部分の土地をいう。
- (5) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第13号に規定する建築をいう。
- (6) 建築主 狭あい道路に接する土地において建築する法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (7) 事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 前号に規定する建築主
 - ロ 法第2条第11号に規定する工事監理者
 - ハ 法第2条第17号に規定する設計者
 - ニ 法第2条第18号に規定する工事施工者
 - ホ 第11号に規定する整備対象区域の域内に存する土地の所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者
- (8) 指定確認検査機関 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。
- (9) 拡幅基準線 狭あい道路と当該狭あい道路に接する土地との境界線をいう。
- (10) 後退線 法第42条第2項の規定に基づき道路の境界線とみなされる線をいう。
- (11) 整備対象区域 狭あい道路に接する土地のうち、この条例に基づき整備しようとする区域をいう。
- (12) 整備工事 整備対象区域を道路状に整備するために必要な工事をいう。
- (13) 整地 整備対象区域の域内にある門塀、擁壁等を撤去し、又は域外へ移動するために必要な工事をいう。
- (14) 行き止まり道路 狭あい道路のうち、道の1端のみが他の道路に接続したもので、延長距離35メートル以下の私道をいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、狭あい道路の拡幅整備に当たっては、区民及び事業者等の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、区民及び事業者等に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、東京都及び指定確認検査機関に対し、この条例への理解と協力を求めるものとする。

(区民及び事業者等の責務)

第4条 区民及び事業者等は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、この条例に基づく手続、処理等を行い、その実施に協力しなければならない。

(整備対象区域)

第5条 整備対象区域は、次の各号に掲げる土地の区域とする。

- (1) 拡幅基準線と後退線との間の部分
- (2) すみ切り用地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次条の事前協議、第9条の任意の協議又は第10条の行き止まり道路整備協議に基づき、区長が特に必要と認める区域

(事前協議)

第6条 建築主は、次の各号に掲げる行為のいずれかを行おうとする場合には、台東区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、あらかじめ区長と狭あい道路の拡幅整備に関する協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

- (1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築確認の申請
- (2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築計画の通知

2 立体駐車場(法第6条第1項各号に掲げる建築物に該当するものを除く。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長と事前協議を行わなければならない。

3 事前協議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 整備対象区域の範囲に関する事。
- (2) 整備対象区域の公共使用に関する事。
- (3) 整備工事及び整地に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

4 建築主は、事前協議が成立した後に整備対象区域の域内に存する土地の権利に変動を伴う行為をしようとする場合には、当該変動により当該権利を承継する相手方に対し、事前協議により生ずる建築主の責務を承継させなければならない。

(整備対象区域の公共使用)

第7条 整備対象区域は、事前協議に基づき、次の各号の区分に従い、当該各号に定める方法により管理する。

- (1) 整備対象区域が特別区道又は区管理通路に接する場合で、区が当該整備対象区域の土地の所有権を寄附により取得したとき。当該土地を当該特別区道又は区管理通路の区域に編入し、区が管理する。
- (2) 整備対象区域が特別区道又は区管理通路に接する場合で、区が当該整備対象区域の土地を道路として無償使用する権利を取得したとき。当該土地を当該特別区道又は区管理通路の区域に編入し、区が管理する。
- (3) 前2号のいずれにも該当しない場合 当該土地の権利者が管理する。

(整備工事及び整地の施行者)

第8条 整備工事は、区が行う。ただし、建築主が次の各号のいずれかに該当する場合は、建築主が整備工事を行う。

- (1) 法第18条第2項に規定する国の機関の長等
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者
- (3) 規則で定める大規模な建築工事を行う者

2 前項の整備工事を行うために必要な整地は、建築主が行うものとする。

(任意の協議)

第9条 区長は、事前協議に基づく拡幅整備のほか、特に必要があると認める場合には、整備対象区域の域内に存する土地の所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者(以下「関係権利者」という。)に対し、いつでも、狭あい道路の拡幅整備に関して、任意の協議を申し入れることができる。

2 関係権利者は、区長に対し、いつでも、狭あい道路の拡幅整備に関して、任意の協議を申し入れることができる。

(行き止まり道路整備協議)

第10条 行き止まり道路に接する土地における建築主又は関係権利者は、全員の合意により、いつでも区長に対し、将来において実施する行き止まり道路の拡幅整備に関して、当該行き止まり道路の協議(以下「行き止まり道路整備協議」という。)を申し入れることができる。

2 行き止まり道路整備協議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 整備対象区域の範囲に関する事。

(2) 整備対象区域の公共使用に関する事。

(3) 整備工事及び整地に関する事。

(4) 行き止まり道路の拡幅整備に伴って実施する景観を整備するための工事(以下「景観整備工事」という。)に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

(行き止まり道路整備協定)

第11条 区長は、行き止まり道路整備協議が調ったときは、当該建築主又は関係権利者全員との間で、行き止まり道路の拡幅整備に関する協定(以下「行き止まり道路整備協定」という。)を締結するものとする。

2 行き止まり道路整備協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 整備対象区域の範囲に関する事。

(2) 整備対象区域の公共使用に関する事。

(3) 整備工事及び整地に関する事。

(4) 景観整備工事に関する事。

(5) 協定違反があった場合の措置に関する事。

(6) その他行き止まり道路整備協議に基づき必要と認める事項

(協議の手続)

第12条 第9条の規定に基づく任意の協議に関する手続については、第6条第3項から第8条までの規定を準用する。この場合において、「事前協議」とあるのは「任意の協議」と、「建築主」とあるのは「関係権利者」と読み替えるものとする。

2 行き止まり道路整備協議に関する手続については、第6条第4項から第8条までの規定を準用する。この場合において、「事前協議」とあるのは「行き止まり道路整備協定」と、「建築主」とあるのは「行き止まり道路に接する土地における建築主又は関係権利者」と読み替えるものとする。

3 前2項において準用する第8条の規定により建築主が整備工事又は整地を行うこととされる場合において、区長が特に必要と認めるときは、同条の規定にかかわらず、区が当該整備工事又は整地を行うことができるものとする。

(区の支援)

第13条 区長は、建築主及び関係権利者に対し、規則で定める事項及び範囲において、この条例に基づく狭あい道路の拡幅整備に関する助成金の交付その他必要な支援を行うことができる。

2 前項の規定は、第 8 条第 1 項ただし書(前条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。)の適用がある場合及び宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者が販売又は賃貸を目的として建築物を建築する場合には、適用しない。

3 第 1 項の支援を受けようとする建築主及び関係権利者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 14 条 区長は、前条の助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 正当な理由なく整地、整備工事又は景観整備工事を著しく遅延させ、当該整地、整備工事又は景観整備工事の完了の見込みがなくなったとき。

(3) 整備工事の完了した整備対象区域又は景観整備工事の完了した区域について、その形状を区長の許可なく変更し、又はこれを一般交通の用に供しなくなったとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金の交付がなされているときは、期限を定めて当該取消しに係る助成金の返還を命ずるものとする。

(整備工事等に要した費用に相当する額の返還)

第 15 条 区長は、区が行った整備工事に係る建築主又は関係権利者が、当該整備工事を行った整備対象区域について前条第 1 項第 3 号に該当したときは、期限を定めて当該整備工事に要した費用に相当する額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定は、景観整備工事に係る建築主又は関係権利者について準用する。この場合において、同項中「整備工事」とあるのは「景観整備工事」と、「整備対象区域」とあるのは「区域」と読み替えるものとする。

(勧告等)

第 16 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、是正のために必要な範囲で、勧告等の措置を行うことができる。

(1) 事前協議を拒み、又は正当な理由なく遅延させていると認められる建築主

(2) 確定した事前協議、任意の協議又は行き止まり道路整備協議に基づく整備工事若しくは整地の施行を拒み、又は正当な理由なく遅延させていると認められる建築主又は関係権利者

(3) 整備工事の完了した整備対象区域又は景観整備工事の完了した区域について、その形状を区長の許可なく変更し、又はこれを一般交通の用に供することを阻害する者

(氏名等の公表)

第 17 条 区長は、建築主又は関係権利者が前条の勧告等に応じない場合において、特に必要があると認めるときは、その氏名又は名称及び住所並びに勧告の内容を公表することができる。

(委 任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、第 6 条の規定による事前協議、第 9 条の規定による任意の協議又は第 10 条の規定による行き止まり道路整備協議の申し入れを行う狭あい道路の拡幅整備について適用する。

東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則

平成16年3月31日規則第35号

平成20年3月31日規則第25号

平成25年3月29日規則第38号

平成29年3月31日規則第23号

令和元年5月7日規則第2号

令和4年3月28日規則第66号

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例（平成16年3月台東区条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、条例で使用する用語の例による。

(事前協議の開始)

第3条 条例第6条に規定する事前協議は、建築主が区長に拡幅整備事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）を提出することにより開始する。

2 前項の事前協議書は、条例第6条第1項各号に規定する行為の30日前までに提出しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 事前協議書には、次の各号に掲げる事項を明示した書類を添付するものとする。

- (1) 整備対象区域の存する敷地の案内図及び当該敷地が記載されている公図
- (2) 整備対象区域の存する敷地に存する建築物、工作物及び境界杭等の位置及び形状
- (3) 整備対象区域の存する敷地と接する道路の路面状況及び幅員
- (4) 整備対象区域の存する敷地に計画する建築物又は工作物の配置
- (5) 拡幅基準線及び整備対象区域の範囲
- (6) 整地及び整備工事の内容
- (7) その他区長が必要と認める事項

(拡幅基準線の明示等)

第4条 事前協議を開始した建築主は、現地に拡幅基準線を明示しなければならない。

2 区長は、条例第6条第3項に掲げる事項について協議するに当たり、狭あい道路の中心線及び拡幅基準線を確認し、必要と認めるときは、建築主に対して現地での立会いを求め、前項の規定により明示された拡幅基準線の位置及び前条第3項に規定する書類の補正を求めることができる。

3 区長は、道路中心線が確定したときは、道路中心びようを設置することができる。

(事前協議済通知書の交付)

第5条 区長は、事前協議が終了したときは、建築主に拡幅整備事前協議済通知書(第2号様式。以下「事前協議済通知書」という。)を交付するものとする。

(事前協議済通知書の提示)

第6条 建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の2第1項の規定に基づく建築確認を受けるための書類の提出を行うときは、前条の規定により交付された事前協議済通知書を指定確認検査機関に提示しなければならない。

(道路整備承諾書の提出)

第7条 建築主は、事前協議に基づき整備工事を受けるときは、道路整備承諾書(第3号様式)を区長に提出するものとする。

(使用承諾書の提出)

第8条 建築主は、整備対象区域について区が無償で使用することを承諾したときは、使用承諾書(第4号様式)を区長に提出するものとする。

(整備工事に関する手続)

第9条 条例第8条第1項ただし書の規定に基づき整備工事を行う建築主は、整備工事が完了したときは、速やかに自主整備工事完了報告書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の自主整備工事完了報告書を受理したときは、整備工事の完了を確認し、建築主に自主整備工事完了確認通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(建築主が整備工事を行う大規模な建築工事)

第10条 条例第8条第1項第3号に規定する規則で定める大規模な建築工事は、次の各号のいずれかに該当する建築物を新築又は改築する工事をいう。

- (1) 敷地面積が300平方メートル以上で、かつ、高さが10メートル以上の建築物
- (2) 階数が3以上であり、かつ、住戸の数が15戸以上の建築物

(任意の協議及び行き止まり道路整備協議の手続)

第11条 条例第9条の規定に基づく任意の協議に関する手続については、第3条第1項及び第3項、第4条、第5条並びに第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「条例第6条に」とあるのは「条例第9条に」と、「事前協議」とあるのは「任意の協議」と、「建築主」とあるのは「関係権利者」と、「拡幅整備事前協議書(第1号様式。以下「事前協議書」という。)」とあるのは「拡幅整備任意協議書(第7号様式。以下「任意協議書」という。)」と、「事前協議書」とあるのは「任意協議書」と、「拡幅整備事前協議済通知書(第2号様式。以下「事前協議済通知書」という。)」とあるのは「拡幅整備任意協議済通知書(第8号様式。以下「任意協議済通知書」という。)」と、「事前協議済通知書」とあるのは「任意協議済通知書」と読み替える。

2 条例第10条の規定に基づく行き止まり道路整備協議に関する手続については、第3条第1項

及び第3項、第4条並びに第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「条例第6条に」とあるのは「条例第10条に」と、「事前協議」とあるのは「行き止まり道路整備協議」と、「建築主」とあるのは「行き止まり道路に接する土地における建築主又は関係権利者」と、「拡幅整備事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）」とあるのは「行き止まり道路整備協議書（第9号様式。以下「行き止まり道路協議書」という。）」と、「事前協議書」とあるのは「行き止まり道路協議書」と読み替える。

（後退済標示板の設置）

第12条 区長は、拡幅整備が完了したときは、後退済標示板（第10号様式）を現地に設置することができる。

（景観整備計画書）

第13条 条例第10条第2項第4号に規定する景観整備工事を行おうとする者は、景観整備計画書（第11号様式）を提出し、区長の承認を得なければならない。

（助成金）

第14条 条例第13条第1項に規定する助成金の額は、別表のとおりとする。

2 条例による助成金と同種の助成金を受けた者に対しては、条例による助成金は交付しない。

（助成金の交付申請）

第15条 助成金の交付を受けようとする者は、事前協議済通知書若しくは任意協議済通知書の交付の日又は景観整備計画書を提出した日から3年以内に、助成金交付申請書（第12号様式）により区長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第16条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査を行い、助成金の交付の可否及び額を決定し、助成金交付決定通知書（第13号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求等）

第17条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに助成金交付請求書（第14号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を当該請求者に交付するものとする。

（助成金等返還命令通知書）

第18条 区長は、条例第14条第2項の規定による助成金の返還並びに条例第15条の規定による整備工事及び景観整備工事に要した費用に相当する額の返還の請求は、助成金等返還命令通知書（第15号様式）により行うものとする。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事前協議、任意の協議又は行き止まり道路整備協議に係る助成金について適用し、同日前に開始した事前協議、任意の協議又は行き止まり道路整備協議に係る助成金については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成25年3月29日規則第38号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日規則第23号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和元年5月7日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和4年3月28日規則第66号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第14条関係）

種別	内容	区分	金額
後退整備奨励金	拡幅基準線と後退線の間の部分の拡幅整備に係る奨励金		1平方メートル当たり20,000円
すみ切り整備奨励金	すみ切り用地の拡幅整備に係る奨励金		1箇所当たり100,000円
門、塀等除却助成金	整備対象区域内にある門、塀等の除却に対する助成金	板塀・フェンス・門扉・万年塀	1平方メートル当たり2,000円
		ブロック塀	1平方メートル当たり6,000円
		鉄筋コンクリート塀	1平方メートル当たり9,000円

			円
樹木移設助成金	整備対象区域内にある樹木の整備対象区域外（当該樹木の存する敷地内に限る。）への移設に対する助成金	幹回り15センチメートル以上35センチメートル未満	1本当たり12,000円
		幹回り35センチメートル以上60センチメートル未満	1本当たり31,000円
		幹回り60センチメートル以上	1本当たり85,000円
水道メーター等撤去・移設助成金	整備対象区域内にある水道メーターの撤去・移設（建築物を新築する工事に伴う移設を除く。）及びこれに伴う配管設備の撤去・移設に対する助成金	建築物を新築する工事に伴う撤去	1箇所当たり5,000円
		上記以外のもの	当該撤去・移設工事に要する費用の額。ただし、200,000円を限度とし、消費税及び地方消費税相当額については、助成対象費用から除外する。
地中障害物撤去・移設助成金	整備対象区域内にある集水桝等の障害物の撤去・移設（水道メーターの撤去・移設及びこれに伴う配管設備の撤去・移設を除く。）に対する助成金		当該撤去・移設工事に要する費用の額。ただし、200,000円を限度とし、消費税及び地方消費税相当額については、助成対象費用から除外する。
電柱移設助成金	電力柱、電信電話柱等の移設に対する助成金		当該移設工事に要する費用の額。ただし、500,000円を限度とし、消費税及び地方消費税相当額については、助成対象費用から除外する。
協議申請費用助成金	整備対象区域を確定するための測量及び図面の作成に対する助成金		1申請当たり50,000円
樹木植栽助成金	後退線付近への樹木の植栽に対する助成金	高さ0.3メートル以上1メートル未満	1本当たり1,000円

		高さ1メートル以上3メートル未満	1本当たり5,000円
		高さ3メートル以上	1本当たり8,000円
生け垣設置助成金	後退線付近への高さ0.8メートル以上1.2メートル以下の生け垣の設置に対する助成金		1メートル当たり12,000円

備考

- 1 拡幅基準線と後退線の間部分及び門、塀等の面積並びに生け垣の延長に小数点第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 幹回りとは、地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲延長をいう。